

和 水 総 号 外  
平成 3 0 年 1 月 9 日  
( 2 0 1 8 年 )

業 者 各 位

和歌山市公営企業管理者 富 松 淳

### 入札時における「営業所実態調書」の提出について（お知らせ）

本市水道局では、物品・役務の調達に係る契約の業者選定において、市内業者の育成及び地域経済の発展を図るため、市内業者を優先的に取り扱っていますが、より一層の公平・公正な入札・契約制度を確保する必要があることから、入札時に「営業所実態調書」（別紙参照）を提出いただくこととしましたのでお知らせします。

#### 1 実施時期

一般競争入札においては入札公告の日、又は指名競争入札においては水道総務課から指名の連絡（F A X）をした日がそれぞれ平成 3 0 年 2 月 1 日以降である契約

#### 2 対象者

競争入札参加有資格者名簿に登録された者のうち、次のいずれかに該当する者

- （1）和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有している者
- （2）和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）以外の支店又は営業所を有している者

#### 3 「営業所実態調書」の提出方法

##### （一般競争入札の場合）

一般競争入札に係る入札説明書に提出方法を記載しますので、記載内容に従って提出してください。

入札説明書（記載例）

営業所の実態について、別添交付書類の「営業所実態調書」に記載し、2部提出すること。なお、貼り付ける写真については、本公告の日以降に撮影したものに限る。ただし、本件契約以外の契約に係る入札において、すでに現所在地に係る当該調書を提出している場合は、当該調書を提出する必要はない。

### （指名競争入札の場合）

指名競争入札に係る指名の連絡票（FAX）別紙に提出方法を記載しますので、記載内容に従って提出してください。

指名の連絡票（FAX）別紙（記載例）

和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）又は支店、営業所等を有している方は、「営業所実態調書」を入札日までに2部提出してください。提出のない場合又は提出いただいた場合においても、営業所の実態がないと判断した場合は、入札に参加することができません。なお、貼り付ける写真については、本連絡票の通知日以降に撮影したものに限りません。

## 4 その他

- （1）「営業所実態調書」に虚偽の内容があった場合、又は営業所としての実態がなく悪質と判断した場合は、競争入札参加資格の指名停止等の措置を行います。
- （2）「営業所実態調書」を提出した後、市内の営業所の住所変更があった場合は、次の入札参加時に改めて「営業所実態調書」を提出してください。
- （3）「営業所実態調書」は、調達課又は水道総務課のいずれかに提出するものとし、一度いずれかの課に提出した後は、もう一方の入札時においては、提出不要とします。

(2部作成してください。)

# 営 業 所 実 態 調 査 書

商号又は名称

概 要	営 業 所 の 名 称		住 所	和歌山市
	電 話 番 号		責 任 者 職 氏 名	
	F A X 番 号		常 勤 の 従 業 員 数	

外観（看板、表札等含めて撮影すること。）

写真貼付

内部（机、事務機器等含めて撮影すること。）

写真貼付

撮影日 年 月 日

撮影日 年 月 日